

## 農地法第3条許可申請に必要な書類（農地所有適格法人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月15日までに提出してください。15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度以下の書類が原則として必要になります。また、内容により以下の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

	書 類	部 数	備 考	窓 口
1	申請書	1		農業委員会
2	土地の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の全部事項証明	法務局
3	住民票の写し。戸籍の附票等	1	譲渡人の現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合 (コピーしたものによる提出も可。ただし提出時に原本を提示すること)	市民窓口課等
4	申請書別紙（農地所有適格法人としての事業等の状況）	1	現在の状況、今回取得する農地での営農計画等	
5	農地所有適格法人の定款	1	原本証明必要	
6	農地所有適格法人の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の現在事項 全部証明書	法務局
7	株主名簿又は組合員名簿	1		
8	耕作証明書	1	譲受人の住所が長野市外の場合	
9	委任状及び確認書	1	確認事項を委任状に記載した場合には確認書は不要	